

川崎港を利用される中小事業者様へ

# 2026年度 川崎市中小企業利用促進コンテナ貨物補助制度

のご案内

川崎港では、市内中小企業の活性化を図るため、市内中小企業者様が行う川崎港を利用した海上コンテナの輸移出入に対し、次のとおり補助金を交付します。**ぜひ、当補助制度を活用いただき、川崎港をご利用ください。**

補助金額

1TEUにつき **5万円**（上限**60万円**）

申請受付期間

**2026年5月1日～2027年2月28日**

※補助金交付予定額の合計が、2026年度の予算額に達した場合は、受付を終了します（市HPでお知らせします）

補助対象者

川崎市内に本社又は本店を置き、中小企業基本法第2条に規定する事業者

補助対象貨物

**2026年4月1日～2027年3月31日**の間に、船舶（はしけを含む）により川崎港において輸出、輸入、移出又は移入された海上コンテナ貨物

※実入りコンテナのみ ※陸上輸送のみのコンテナは対象外

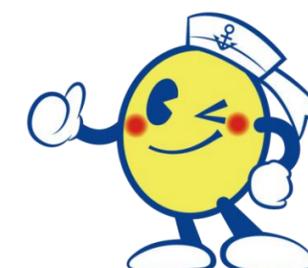
お問い合わせはこちらまで

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 TEL 044-200-3628

メール 58keiki@city.kawasaki.jp

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 16階

HP



川崎港 コンテナ補助



# 補助金の申請から交付まで

## 事業者様

①補助金交付申請

⑤受領

⑥定期報告

⑧実績報告

⑫受領

⑬請求

⑮補助金受領

申請書類一式を提出（第1号様式）  
補助金交付決申請書／事業計画書／会社概要／誓約書

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金交付決定通知書」を送付

原則毎月末までに、前月分の実績を証明書類（B/L及び許可書の写し等）を添えて報告

※ 事業計画の変更や、補助金額の変更を伴う補助対象貨物量の「1TEU以上の増加」又は「20%以上の減少」が見込まれる場合は、「補助金交付変更決定申請書」（第6号様式）を提出

当該年度の事業終了時に、補助金交付決定事業実績報告書（第3号様式）を提出  
（事業開始日から3月31日までの実績）

コンテナ貨物補助事業審査委員会での審査後に「補助金額確定通知書」を送付

請求書（第5号様式）を提出

口座振込み

## 川崎市

②受付

③審査

④補助金交付決定

⑦確認

⑨受付

⑩審査

⑪補助金額確定

⑭補助金交付